

今回申し込まれた方は、下記の申込約款に同意したものとみなします。
お申し込み前に、必ず申込約款の内容を御確認ください。

かがわ総文祭２０２５総合開会式 一般観覧者申込約款

（総則）

第１条 かがわ総文祭２０２５（第４９回全国高等学校総合文化祭）総合開会式（以下「開会式」という。）の一般観覧者の申込者は、本約款に同意したものとみなします。

（募集）

第２条 第４９回全国高等学校総合文化祭香川県実行委員会事務局（以下「事務局」という。）は、次のとおり、開会式の一般観覧者を募集します。

- （１） 一般席（車いす席、情報保障席以外の席）
- （２） 車いす席（車いす利用の方及びその同行者が利用する席）
- （３） 情報保障席（聴覚に障害のある方及びその同行者が利用する席）

２ 開会式の観覧料金（入場料）は、無料とします。

３ 座席は、チケットの保持者（以下「保持者」という。）１名につき１席とします。乳幼児であっても、申込及びチケットが必要となります。

（申込）

第３条 観覧を希望する者（以下「申込者」という。）は、次のいずれかの方法により事務局に申し込むものとします。

（１） 事務局が用意する観覧申込フォーム（公式ウェブサイト上からアクセス可能）に必要事項を入力して送信する方法

（２） 通常はがきに必要事項を記入して事務局あて郵送又は持参する方法

２ 前項の申込みは、令和７年５月２０日から令和７年６月１３日までの間に行うものとします。ただし、通常はがきで申し込む場合は、令和７年６月１３日必着とします。

３ 申込は、１人１回限りとし、１回で申し込める人数は、最大５名までとします。

（車いす席及び情報保障席を希望する同行者は、原則１名までとします。）

４ 申込者は、チケット受領及び本人確認の用に供するため、氏名及びそのふりがな、住所欄に都道府県、市区町村名から番地まで（アパート・マンションにお住まいの方は、その名称及び部屋番号まで）、生年月日、メールアドレスを記入しなければなりません。

５ 一度に複数人の申込みを行う場合は、その内の１人を代表者としなければなりません。

(無効の申込)

第4条 開会式において、次に掲げる申込は、申込のあった単位（1 フォーム又ははがき1通）で無効とさせていただく場合があります。

- (1) 虚偽の事項を記載した申込
- (2) 同一の申込者が行った複数の申込のうち、原則として最後に登録または到着した申込以外の申込
- (3) 必要な事項を記載していない申込
- (4) チケット発送先の住所記載に不備があり、チケットをお届けすることができない（チケットが事務局に戻ってくる）申込
- (5) 代表申込者の E-mail アドレス宛て当選通知メールが受信不能（エラーで事務局に返信される場合）

(当選者等の決定)

第5条 事務局は、申込期間終了後に当選者を決定するものとし、申込者数が予定席数を上回った場合は、抽選を行い、当選者・落選者をそれぞれ決定します。

2 当選者・落選者は、申込のあった単位ごとに決定します。

3 抽選結果は、6月末までに代表者の登録アドレス宛にメールにて連絡します。

(チケットの発送)

第6条 事務局は、第5条に基づき、当選者（複数人での申込の場合は、代表者）に対して令和7年7月中旬頃に電子メールまたは郵送によりチケットを送付します。

2 チケットは開会式会場へ入場の際に提示が必要です。

(主催者の権利)

第7条 事務局は、本約款に違反した者に対し、以下の権利を有します。

- (1) 当選通知に基づく開会式への入場の権利を取り消すこと。
- (2) 開会式の会場への立ち入りを拒否すること又は会場から退去させること。

(個人情報の取扱い)

第8条 事務局は、申込みの際に得た個人情報を、参加者の決定、メールの送付、チケットの発送、運営における参加者の本人確認、会場警備のための警察及び警備関係者への情報提供、開会式の運営及び管理のためにのみ利用します。

(肖像権の取扱い)

第9条 開会式観覧に参加した場合、報道機関等によって撮影された写真が、新聞・雑誌・報告書及び実行委員会ホームページ等で公開されることがあります。

- 2 開会式観覧に参加した場合、報道機関等によって撮影された映像が中継・録画放映及びインターネットにより配信されることがあります。また、DVD等に編集され、配布されることがあります。

(チケットの譲渡禁止)

第10条 正規の手続きによりチケットを取得したもの（以下「保持者」という。）となった者に限り、チケットを使用する権利を有するものとし、保持者がチケットを他人に譲渡又は貸与することは禁止します。

(チケットの紛失)

第11条 保持者は、チケットを紛失した場合は、速やかにその旨を事務局に届けなければなりません。

- 2 事務局は、届け出た者が保持者本人であると確認できた場合に限り、再発行手続きをします。

(他用途利用の禁止)

第12条 チケットを広告、販売その他の営業目的（景品又は競争若しくは抽選の商品として利用に供すること等）に利用することはできません。

(運営管理)

第13条 保持者は、開会式会場に入場する際は、必ずチケットを提示しなければなりません。複数人で当選の場合は代表者が事前に他保持者にチケットを配付してください。

- 2 事務局は、開会式会場として区域を定め、その区域に保持者が進入する際には、原則として、運転免許証・マイナンバーカード等、官公署などの公的機関が発行する顔写真付きの本人確認書類と申込者の情報を照合して、チケットを提示した者が保持者本人であることを確認します。ただし、顔写真付きの本人確認書類を所持していない場合は、健康保険証等、法令に基づき発行された本人確認書類が2点必要となります。
- 3 保持者は、前項に定める区域に進入する際以外においても、事務局から本人確認を求められた場合は、これに応じなければなりません。
- 4 チケットを提示できない場合及び本人確認ができない場合は、原則として開会式会場に入場することはできません。
- 5 保持者は、入場の際に、開会式の秩序保持又は円滑な運営を行うために事務局が行う手荷物又は所持品等の検査に応じなければなりません。
- 6 保持者は、事務局が別に定める持込み禁止物の持込み及び禁止行為等を行ってはなりません。
- 7 保持者は、事務局が指定する座席に着席しなければなりません。

8 事務局は、開会式の運営管理に必要な限りにおいて、保持者の座席を変更する権利を有するものとし、保持者は変更に従わなければなりません。

(チケットの無効)

第 14 条 荒天その他特別な事情により、開会式が予定する会場で行われない場合又は中止の場合、チケットは無効とします。

<第 13 条第 2 項本人確認に必要な証明書>

- ・官公署など発行の顔写真のついた書類で氏名及び登録住所が記載されている物 1 種類
 - 運転免許証 ●個人番号カード (マイナンバーカード) ●パスポート
 - 学生証 (写真付) など
- ・いずれも有していない場合は、法令に基づき発行された証明書 2 種類 (うち氏名及び登録住所が記載されている物が 1 種類)
 - 健康保険証 ●年金手帳 ●住民票 など